

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月18日 14時30分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市清水港南方沖 土佐清水港灯台から真方位165° 1.1海里付近 (概位 北緯32° 44.9′ 東経132° 57.2′)
事故の概要	漁船高神丸は、南進中、また、プレジャーボートこーらるりーふ丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 高神丸、4.6トン K03-19161（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート こーらるりーふ丸、0.6トン 281-23295高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約8.5ノットの対地速力で南進していた。 船長Aは、操舵室で椅子に腰を掛けて操船に当たっていたところ、艇体が見えないほどの波しぶきを上げて西進する水上オートバイを左舷方に認め、その動向に注意を向けていた。 船長Aは、衝撃を感じ、A船とB船とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南方に向け、錨泊して釣りを行っていた。 B船は、船長Bが、左舷船尾で下を向いて釣り針にえさを付けていたところ、左舷船尾至近にA船を認め、衝突の危険を感じ、右舷側に退避したとき、A船と衝突した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、左舷方の水上オートバイの動向に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、左舷船尾で釣り針にえさを付けていたところ、左舷船尾至近にA船を認め、右舷側に退避したとき、A船が

	衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、A船が前路で錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。